

第 1 6 3 回

高崎市都市計画審議会会議録

令和 6 年 5 月 9 日（木）

午後 2 時

高崎市役所 1 7 階 第 1 7 1 会議室

出席者一覧

I 出席委員

1 番	坂 本 正 樹	2 番	猪 岡 真 也	
3 番	佐 藤 俊 也	4 番	江 原 仁 美	
5 番	塚 越 央 美	6 番	石 川 徹	
7 番	逆瀬川 義 久	8 番	杉 崎 光 広	(代理：渡邊地域防災調整官)
9 番	渡 邊 隆 宏	10 番	石 綿 和 夫	
11 番	今 井 隆	12 番	清 水 公 美	
13 番	樋 口 達 夫	14 番	松 田 正 明	
15 番	堀 越 芳 春	16 番	青 木 和 也	
17 番	石 坂 聡	19 番	追 川 徳 信	
20 番	石 田 安 利	21 番	後 閑 賢 二	
22 番	大 塚 信 秋	23 番	佐 藤 英 人	
24 番	横 田 卓 也	25 番	小 菅 博 司	(代理：藤井交通官)

II 出席幹事

都市整備部長 清 水 博 幸

III 市出席者

副市長 兵 藤 公 保
都市整備部次長 瀧 上 幸 治
都市計画課長 笠 原 伸 益
市街地整備課長 木 村 泰 久

IV 事務局 9 名

V 傍聴者 3 名
報道機関 3 名

1 開 会

事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から第 163 回高崎市都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしてございますが、議事日程、議案書、A 3 サイズの添付図面、名簿、広報高崎記事の写しでございます。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

また、新たな委員さんにつきましては、机上的方に委嘱状、高崎・箕郷・榛名・吉井の各都市計画図、高崎市都市計画マスタープランの冊子と高崎の都市計画の冊子、以上を配布させていただいております。不足等ございませんでしょうか。

続きまして、本日の都市計画審議会ですが、1 名の委員が欠席となっておりますが、委員の 2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、高崎市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本審議会は成立いたします。なお、本日の審議会は皆さまの任期が始まりまして最初の会議となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 副市長あいさつ

事務局

続きまして議事日程の 2 「副市長の挨拶」でございます。副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長

皆さんこんにちは。お世話になります。本日市長が他の公務のため、こちらに参ることが叶いませんでした。代わりまして、私の方から僭越でございますが、ひとことご挨拶をさせていただきますと存じます。

本日は、大変お忙しい中、第 163 回の高崎市都市計画審議会へご出席を賜りまして大変ありがとうございます。また、皆さま方には、平素から本市の市政の推進に当たりましてご理解とご協力を賜っておりますことに心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、この審議会でございますけども、都市計画法の規定に基づきまして、高崎市の都市計画に関する事項につきまして、皆さま方に調査審議をいただく大変重要な審議会でございます。本日は、この後高崎駅東口栄町第一種市街地再開発事業の変更、それと高度利用地区の変更を上程させていただく予定になってございます。

皆さま方の任期が始まって初めての審議会となるわけでございますが、どうか慎重審議のほどよろしくお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶に代えさせていただきますと存じます。本日は、よろしくどうぞお願いします。

3 委員及び幹事等の紹介

事務局

続きまして、議事日程3の「委員及び幹事等の紹介」でございます。大変恐れ入りますが、順番に自己紹介をお願いしたいと存じます。

各委員自己紹介

事務局

皆さまありがとうございました。皆さまのただいまの議席は、仮の議席となっております。議席につきましては後ほど決定させていただきますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、幹事等の紹介です。本日は議事に関係する所管の幹事が出席しておりますので、ひとことお願いしたいと思います。

高崎市都市整備部長になります。

都市整備部長

お世話になります。高崎市都市整備部長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

なお、本審議会が高崎市都市計画審議会議事運営規則第12条の規定により公開としており、傍聴希望の受付をいたしましたところ、傍聴が3名、報道関係の方が3名いらっしゃいますので報告いたします。

傍聴の皆さまにお願いがございます。会議中の発言、質問等は出来ませんのでよろしくお願いいたします。また、会議中の撮影、録音等も禁止させていただきます。よろしくお願いいたします。

4 議事

第1 仮議長の選出

事務局

それでは、ただいまより議事に入らせていただきます。

議事の第1「仮議長の選出」についてでございますが、事務局案といたしまして、委員Aに仮議長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

＜異議なしの声・拍手＞

ありがとうございます。

それでは委員A、仮議長席へ移動をお願いいたします。

第2 会長の選出

仮議長（委員A）

暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。最初に議長選出でございますが何か意見ございますでしょうか。

委員B

私からは、委員Cが今まで都市計画審議会委員の経験が豊富でございますし、弁護士さんで法等にも精通しております。社会経験も豊富でございますので、委員Cが適任だと思いますので推薦させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

仮議長（委員A）

はい、わかりました。他に意見ございますでしょうか。よろしければ委員Cにお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

<拍手>

それではこちらへお願いします。私はこれで失礼します。

事務局

委員A、ありがとうございました。それでは、委員C、議長席の方へ移動をお願いいたします。

それでは、ご挨拶をお願いいたします。

会長

甚だ僭越ではございますが、前期に引き続いて会長を務めさせていただきます。この審議会は、ご存知のとおり都市計画法に根拠があつて設置しなくてはならないということになっておりますが、その趣旨はおそらく、行政では気づかない民間その他色々な方面からの意見を違った視点で上げてもらって、ということだろうと思っております。名簿を見ても多士済済の方がお集まりいただいておりますので、また一つよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。

第3 会長職務代理者の指名

会長

まず、議事第3「会長職務代理者の指名」をしたいと思っておりますが、これは都市計画審議会条例第5条3項により、会長が指名することになっておりますので委員Aにお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

では、どうぞよろしくお願いいたします。

第4 議席の決定

会長

次に議事の第4「議席の決定」です。現在お座りいただいているのは仮のあいうえお順となっています。これは審議会の議事運営規則により、席を決めるということになっており、くじによって決定するというのを従来からやっておりますので、活発な意見を述べていただくということからもバラバラに座っていただいた方がいいだろうということです。

それでは事務局の方でよろしくお願いいたします。

事務局

それでは事務局の者がくじをお持ちしますので、順番にくじを引いていただきます。

各委員くじ引き・事務局読み上げ

事務局

本日欠席の方の分について、会長にくじを引いていただきます。

会長くじ引き・事務局読み上げ

事務局

新しい議席が決定いたしました。本日は現在のお席のまま進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

第5 会議録署名人の指名

会長

それでは議事を進めさせていただきます。

議事の第5「会議録署名人の指名」を行います。高崎市都市計画審議会議事運営規則第13条第2項の規定により、議席2番委員Dと議席3番委員Eを指名いたします。

6 議案

会長

それでは議事の第6に入ります。「議案第437号高崎都市計画第一種市街地再開発事業の変更（高崎駅東口栄町地区）」及び「議案第438号高崎都市計画高度利用地区の変更（高崎駅東口栄町地区）」については関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

都市計画課長

それでは、議案第437号、438号の両議案につきまして一括でご説明させていただきます。また、両議案共に高崎市決定の案件となります。お手元の資料と基本的に同じものをスクリーンに投影いたしますので、見やすい方をご覧くださいと存じます。

今回の議案は、高崎駅東口栄町地区の市街地再開発事業を行うにあたり、都市計画の変更を行うものです。当地区は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、賑わいと魅力ある中心市街地を形成するため、令和3年3月29日に都市計画決定をし、高崎市、日本中央バス株式会社、日本年金機構、株式会社ビックカメラ及び一般財団法人高崎市都市整備公社の5者で構成される、高崎駅東口栄町地区市街地再開発準備組合が事業主体となり、計画を進めております。

当初計画の主要用途は、商業施設、公共施設、ホテル、共同住宅、駐車場、業務施設等で、建築面積は約8千㎡、延床面積は約10万㎡、敷地面積に対する延べ面積の割合である容積率は約652%、建築面積の割合である建蔽率は約70%の規模で計画しておりました。

こちらは、昨年1月の広報高崎に掲載をしました、新しい施設計画案と完成イメージ図です。低層階は商業施設やオフィスのほか、子ども図書館・遊び場、託児所や中央公民館が入り、8階から27階はマンションとして整備する予定です。当初の計画より、規模を縮小した計画となっており、当初決定都市計画を変更する必要があるため、本日2議案を付議させていただくものです。

それでは、「議案第437号高崎都市計画第一種市街地再開発事業の変更（高崎駅東口栄町地区）」からご説明いたします。

こちらのスクリーンは、変更区域の位置を示す総括図となります。お手元のA3の議案添付図面では、3枚目の図-1となります。本議案の対象となる地区は、高崎駅東口から東に約300メートル、徒歩で5分程度の位置で、高崎芸術劇場の西側に位置しております。

つづきまして、議案添付図面を一枚おめくりいただき、図-2をご覧ください。変更区域の位置を拡大した計画図となります。計画図は、都市計画法第14条と施行規則第9条に定められており、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならず、縮尺2千5百分の1以上の平面図とすることとなっております。本日皆さまのお手元にありますのは、A1サイズをA3版に縮小しているため、5千分の1となっております。そのため、お手元の図面では見えづらいかと思うので、もう少し拡大をしたものをスクリーンでご覧ください。

変更区域は赤線で囲まれた区域で、番号が振ってあるのはそれぞれの境界根拠を示すものになります。①から④までは、敷地境界、④から⑥、そして①に戻るところまでは、道路の中央が境界となります。なお、施行区域のとり方については、敷地の接する道路の中心線以内とするのが原則となっております。

つづきまして、計画書とよばれるものになりますが、こちらの説明をいたします。A4サイズの議案書2ページ目となります。総括図、計画図と同様に、都市計画法第14条に定められており、都市計画の種類ごとに様式は異なります。

本議案の都市計画は、再開発事業の内容を示すもので、建物の概要を記載しています。名称に第一種市街地再開発事業とありますが、従前の所有者の建物や土地等の権利を、再開発ビルの床に関する権利に等価変換する再開発事業の種類を第一種と表し、「権利変換方式」と言います。

それに対し第二種とは、第一種よりも緊急性が高く、施行区域内の土地・建物等を事業施行者がいったん全て買収し、買収により権利を失う方は、希望により、新たに建設される建物に対する相応の権利を得る方法である「管理処分方式または用地買収方式」と言われます。

表の上半分は、公共施設の道路、公園等の配置・規模が記載されています。下半分は建築物の整備に関する計画を示しており、建築面積は約8千㎡、延べ面積は5万4千㎡で廊下などの共用部を含むと7万6千㎡です。

敷地面積に対する建築面積の割合、つまり建蔽率は約70%、延べ面積の割合つまり容積率は480%です。主要用途は、商業施設、公共施設、共同住宅、駐車場、業務施設等になります。参考として、高度利用地区の制限内容を記載しておりますが、後の議案でご説明をいたしますので割愛させていただきます。

そして、右側の3ページ目は、都市計画を変更する理由になります。こちらを読ませていただきますと、「高崎駅東口栄町地区は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、賑わいと魅力ある中心市街地を形成するため、市街地再開発事業を都市計画決定した地区である。地権者からなる市街地再開発準備組合において事業の詳細について検討を進めたところ、新型コロナウイルスの影響による社会情勢の変化に伴い、事業内容の見直しが必要となり、市街地再開発準備組合から建築物の規模の縮小や用途の変更の提案があった。この内容を確認したところ、高崎市都市計画マスタープランの土地利用方針に即しており、今回事業化が確実となったことから、市街地再開発事業の内容を変更するものである。」となり、以上が変更する理由となります。

議案書を1枚おめくりいただき、4ページをご覧ください。こちらは新旧対照表を参考資料として添付させていただきました。

左側が先ほどご説明した変更後の計画書で、右側が変更前の計画書になります。変更箇所といたしましては下線を引いてありますが、表の真ん中あたりの建築物の整備に関する計画になります。延べ面積が7万5千㎡から5万4千㎡に縮小になり、それに伴い敷地面積に対する延べ面積の割合が652%から480%になります。そして、主要用途からホテルが

なくなっております。ホテルを除くこととした理由といたしましては、新型コロナウイルスの影響などから事業計画を見直したことによるものです。

また、その下の参考欄にも下線部がございますが、これは次の議案でご説明申し上げます。

そして、表の下にあります建築敷地面積ですが、ペDESTリアンデッキの橋脚を設置する面積を減じることによる変更となっております。

以上が、「議案第 437 号高崎都市計画第一種市街地再開発事業（高崎駅東口栄町地区）」の内容になります。

引き続きまして、「議案第 438 号高崎都市計画高度利用地区の変更（高崎駅東口栄町地区）」をご説明いたします。なお、市街地再開発事業の都市計画は、事業自体の担保をするための都市計画ですが、この高度利用地区というのは、建築物の形態や規模の制限を決める都市計画になります。

議案書 6 ページをご覧ください。こちらは、高度利用地区の計画書です。高度利用地区とは、合理的土地利用計画に基づき、建築敷地等の統合を促進し、小規模建築物を抑制することを目的としています。

また、建築物の敷地内に有効なオープンスペースを確保することにより、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため建築制限を定めており、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限などを規制しています。

また、市街地再開発事業はこの高度利用地区内で行われることが必須条件となっております。

次に表の説明です。地区名が左側に書いてあり、高崎市全ての高度利用地区について記載されています。今回は、一番下の行になります。

高度利用地区、高崎駅東口栄町地区で、面積約 1.6 ヘクタール、建築物の容積率の最高限度 600%以下、建築物の容積率の最低限度 200%以上、建築物の建蔽率の最高限度 80%以下、建築物の建築面積の最低限度 200 ㎡以上となります。下の注意書きには、建築基準法との関係を記載しております。

続けて右のページをご覧ください。こちらは、変更理由になります。「高崎駅東口栄町地区は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、賑わいと魅力ある中心市街地を形成するため、市街地再開発事業の決定にあわせ、建築物の容積率の最高限度及び最低限度や歩行者空間の確保のための壁面の位置の制限などを定めた高度利用地区を指定した地区である。

市街地再開発事業の事業内容の見直しの結果、建築物の規模の縮小や用途の変更を行うこととなった。また、これに伴う建築物の配置の再検討により、歩行者の動線に変更が生じたため、市街地再開発事業にあわせ、建築物の容積率の最高限度の縮小や壁面の位置の制限の一部を廃止するものである。」とあります。以上が変更する理由となります。

議案書を1枚おめくりいただき、8ページをご覧ください。こちらは、参考資料の新旧対照表になります。左側が、先ほどご説明した変更後の計画書で、右側が変更前の計画書になります。

変更箇所といたしましては下線を引いてありますが、建築物の容積率の最高限度が650%から、600%になっております。これは、建物規模が縮小されたため、容積率の最高限度を下げております。

先ほどご説明した建物の規模ですと、容積率が480%ですが、この地域の用途地域が商業地域であり、指定容積率が600%であることから、それにあわせて600%としております。

また、下の注意書きについても一部削除をしております。変更前の容積率の最高限度は650%とし、建築物の一部に、屋内型の広場スペース、集会所、ホール、ギャラリー等文化機能もしくは交流機能を備えた建築物については700%に緩和されておりましたが、その必要がないことから削除しております。

続きまして、同表欄外に「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」とございますが、このうち壁面の位置の制限についてご説明申し上げます。

議案添付図面図-4の計画図をご覧ください。こちらは、計画書と同様に高崎市内全ての高度利用地区が示されており、今回変更する高崎駅東口栄町地区が赤線で囲まれています。少し見にくいかと思しますので、前のスクリーンで拡大したものを投影しますのでご覧ください。

区域は、先ほどの議案である再開発事業と同じになりますが、ここでは壁面の位置の制限についてご説明申し上げます。壁面の位置の制限とは、道路に接した歩行者空間を確保や、圧迫感を軽減するため定めるもので、その部分には建築物を建築することができませんが、引き換えに容積率を緩和することができるという制度設計になっております。

こちらは、議案添付図面図-5の新旧対照図の拡大図になります。区域自体は変更ありませんが、壁面の位置の制限に変更があります。

敷地北側の高崎駅東口線に面するところは、高崎芸術劇場と隣り合っておりますので統一性を持たせるため残したまま、劇場といわゆるツライチの構成とし、敷地西側と南側の制限は廃止します。理由としますと、当初の施設計画では、ホテル及び住宅への移動経路は1階レベルをメインとした計画としており、敷地の西側及び南側の壁面の位置の制限によって確保された空地を歩行者空間としていました。

しかし、ホテルの計画がなくなったことで施設計画の見直しを行い、住宅への移動経路が高崎駅東口から続くペデストリアンデッキと接続する2階レベルになりました。そのため、1階レベルでの移動経路が必要なくなり、敷地西側と南側の壁面の位置の制限による歩行者空間を確保することも不要となったため、変更をするものです。

以上が、「議案第438号高崎都市計画高度利用地区（高崎駅東口栄町地区）」の内容になります。

それでは最後に、都市計画手続きの経過と今後の予定につきましてご説明させていただきます。

きます。

まず、関係機関との事前協議を行いまして、都市計画法第 16 条に基づいて原案の閲覧と公聴会で意見を述べていただく公述人の受付を 2 月 19 日から 3 月 4 日までの 2 週間を行いました。閲覧者は 2 名で特段のご意見はありませんでした。

また、公述の申出もありませんでしたので、3 月 14 日を予定していた公聴会は中止とさせていただきます。

続いて、同法 17 条に基づいて案の縦覧と意見書の受付を 4 月 4 日から 4 月 18 日までの 2 週間行いました。その結果、1 名の縦覧がありましたが、意見書の提出はありませんでした。以上がこれまでの経過でございます。

本審議会にてご答申をいただきましたら、群馬県との協議後、速やかに都市計画決定告示を 6 月頃に行う予定としております。

以上が、議案第 437 号及び 438 号の説明となります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

会長

はい、ありがとうございました。

議案第 437 号でホテルが撤退といいますか、話があったけど入らないということになりましたので、面積が減ったり、あるいは対象の建物の設計が変わってきたということで都市計画を変更し、それに伴う高度利用地区の内容が変わるのでそれを変えるということなのかと理解しました。

それでは本案にかかるご意見、ご質問等はございますでしょうか。

委員 F

このプランだとこういう手続きになるということはわかっているのですが、このプランでマンションオンリーになっていったというところで、おそらく色々考えている間にコロナがあったと思います。

その状況下でこう考えているという時と、もうすっかりコロナなんか過ぎたわけなのですが、その時に考える都市像っていうのが、違ってしまっていないかどうかというところが気になります。

何が言いたいかといいますと、もう 1 年前になりますが、コロナが 5 類になってからかなり積極的に人々の往来というのがあって、例えば高崎駅の周辺のホテルはかなり稼働も上がってしまして、コロナ禍と全く状況が違うのですね。コロナの時はホテルがどうやったらやっていけるのか、すごくつらかった時代でした。その中でいくと、ホテルを新たに高崎にもう一つ建てましょうというのはなかなか考えにくい、進出しようというのはなかなか考えにくいと思いますが、今だとまた状況が違うなとは思いますが。

そういうところを踏まえても、やっぱりこのプランが高崎にとってはいい、という考え方なのかどうかというのを聞きたいなと思います。

副市長

大変貴重なご意見ありがとうございます。今、委員がおっしゃったとおりであると我々も感じているところがございます。

ただ、この意思決定をさせていただくときに、将来的なホテルの誘致といった部分につきましても議論しているところでございます。

コロナが収束しまして、今往来が活発になってきた。そういった社会情勢が徐々に上向きになってきているというところもありますけれども、我々が判断をしましたのは、まずコロナでテレワークが推進をされてきて、今まではオフィスが中心の大きな建物でしたが、そのオフィスがここで全部うまるかどうかというところが、非常に事業を推進する上で、重くのしかかってくるのかな、そういったものを排除しながら、身の丈に合ったものを作っていこうということで、オフィスから公共を主体とした建物に変換をしてきて、その上に今まで別棟だったマンションという形で非常にコンパクトになって、経費的にも大分下がってきたので事業性も担保できてきているのかなということで、この計画を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員 F

ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

ホテルの需要が出てくると予測されるけれども、それに応じてまたこれを変えていくとなると、また事業計画をどうするかという、いつまでもたっても進まないという要素もあるのかなということだと思います。

その他に何かございますか。はい、お願いします。

委員 G

これは変更ではありませんが、駅の近くということで本当に利便性が良い場所で、東口がどんどん開発されて非常に集中すると思いますけれども、駐車場が7階ですか。どのくらいの駐車台数を確保できる予定なののでしょうか。電車で来る人もいるでしょうし、ホテルがないということで、車で来る方もいたりすると思いますけども。

あともう一つ直接関係はないのですが、東口がどんどん開発されて、これから土地の評価額も上がると思いますが、近隣の一般住宅を持っている人の土地の評価額が上がったりして、固定資産税が随分上がったとか、そういう心配はないでしょうか。

会長

お願いします。

都市計画課長

それでは委員Gからのご質問ですけれども、まず一点目駐車場の台数等に関しましては、都市計画の内容というよりも事業の内容になりますので、本日同席しております市街地整備課からお答え申し上げたいと存じます。

市街地整備課長

駐車場の台数につきましては後ろに7層8段の駐車場を建設する予定になっております。現在のところ、650から700の間くらいの台数を考えておりますが、駐車場の事業者がその区割りを決めていきますので、我々としてはそれぐらいの台数を計画していますけれども、区割りによっては台数の上下があると認識いただければと思います

また、近隣の地価ですが、東口につきましては従来から、コロナ前から上がっているような状況がございます。むしろ最近はちょっと落ち着いてきたのかなという気はしております。東口に限らず駅周辺につきましては、高崎は毎年上昇していて、もちろんマンションの建設とかそういったことも気にするところではあるかと思いますが、だからといって我々が何か操作できるところではないので、高崎が潤っているという、逆に喜ばしいこととしてご理解いただければと思います。以上でございます。

会長

ありがとうございました。他に何かございますか。

委員H

今現在、芸術劇場に向かっていくときに駅の前の信号のところの渋滞がすごいじゃないですか。今度、この商工会議所や子供関係の施設が入るようになった場合、より渋滞がすごくなると思いますけれども、そこに関してはどのような形で考えているか教えていただければと思います。

都市計画課長

お答え申し上げます。まず駅周辺の渋滞ということですが、これに関しまして私どもも認識してございまして、もろもろ対策をしていきたいというふうに考えているところです。

今回ご提案申し上げました都市計画決定変更に係ります事業計画に伴う駐車場の関係でございしますが、まずは渋滞をできるだけ発生させないようにするというのが第一かなというふうには考えておりますが、今回の事業に伴いまして発生する交通事情に関しましては、既存の生活道路に入らないように例えば誘導員を配置するとか、そういった対応を建物管理者等に働きかけていくということになるのかなというふうに考えてございます。

市街地整備課長

少し補足をいたします。商工会議所もちろんですが、他に公民館あるいは商業施設といったところが入ることもあります、何かイベントで一気に混み合うとかそういったことよりも、マンションの利用ですとか日常使いのほうがむしろメインになるかなというような駐車場でございます。

芸術劇場に関してはイベントとかそういったことで駐車台数が一気に増えることも考えられますが、こちらの複合ビルにつきましてはそういったところはあまり考えられないのかなと思います。

駅前広場から 300m ほど手前に入口がありますので、駅前広場の渋滞からは少し離れたところになります。交通量はそもそも多いところですが、その辺はまだ決まっていませんが、駐車場事業者と色々検討しながら、進めてまいりたいと思っております。

委員 H

ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。どうしても公共施設というのは、行きやすさというのもひとつのメリットでありますので、この問題だけではないと思いますけれども、こういった渋滞の問題というのは本当に気をつけていかなきゃいけないと思っております。

その他になにかございますか。

他にないようなのでお諮りいたします。議案第 437 号及び第 438 号については原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。よって議案第 437 号及び第 438 号は原案のとおりといたします。

以上で、本日本日予定している案件は全て終了いたしました。

恐れ入りますが、傍聴の方、報道関係の方はご退席くださいますようお願いいたします。本日はお疲れ様でした。

会長

皆さまから何かありますか。

無いようですので、以上をもちまして第 163 回高崎市都市計画審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間にわたりありがとうございました。